

【問い合わせ先一覧】

主な債権名など	問い合わせ先
市税(住民税・固定資産税・軽自動車税など)・国民健康保険税	税務課収税班 (☎62-5322)
後期高齢者医療保険料	保険年金課高齢者医療年金班 (☎62-5882)
保育料	子育て支援課保育班 (☎62-5313)
介護保険料	高齢者福祉課介護保険班 (☎62-5308)
市営住宅・雇用促進住宅・駐車場使用料	都市整備課建築住宅班 (☎62-5895)
水道料金	上下水道課経営業務班 (☎62-5357)
公共下水道使用料・公共下水道受益者負担金	旭市上下水道お客様センター (☎63-8881)
農業集落排水処理施設使用料	
学校給食費	旭市第一学校給食センター (☎62-0366) 旭市第二学校給食センター (☎55-2246)
放課後児童クラブ受託料	教育総務課指導班 (☎85-8634)
借金の返済などに関する相談	旭市消費生活センター (☎62-8019) ※午前9時～午後4時。

金は、納期限内の自主納付が原則になります。借金返済などの対象になります。

納期限内に納付しましょう

市が実施しているさまざまな行政サービスは、皆さんからの納付の積み重ねによって成り立っています。やむを得ない事情で納付に困った場合は、担当課に相談しましょう。

納付は期限内に

市税・保険料・使用料など



納付に困ったときは相談を

があっても納付できない理由にはなりません。納期限を守って計画的に納めましょう。

病気や失業、災害、生活困窮などのやむを得ない事情で、納期限内の納付が困難になった場合は、納付計画などの相談に応じています。早めに担当課に問い合わせてください。借金の返済などで困っている人は、旭市消費生活センターに相談してください。

納付は便利な口座振替で

市では口座振替による納付を原則化しています。市税や保険料などを納付書で納めている人は、便利で納め忘れない口座振替に切り替えましょう。

水をきれいにして快適な生活環境を

旭市合併処理浄化槽設置事業補助金

市では、単独処理浄化槽・くみ取り槽から合併処理浄化槽へ転換する場合、設置費用の一部を補助します。

対象地域／通常型：市内全域 ※下水道認可区域、農業集落排水区域、放流先のない場所(蒸発拡散装置の場合は可)、高度型の対象地域を除く。

高度型：放流先が黒部川流域に該当する地域(主に溝原・長部地区の一部)

注意事項

- 世帯全員に市税の滞納がない人が対象です。
- 工事を始める前に申請し、年度内に完了させて、実績報告書を提出してください。
- 住宅の建て替えで、合併処理浄化槽に切り替える場合も補助の対象です。
- 転換補助は、既設の便槽を使用しているかどうか、事前の確認を行います。取り壊しなどは行わないでください。
- ほかの補助事業と併用はできません。

補助限度額

●通常型

人槽区分	増改築の有無	単独浄化槽からの転換		くみ取り槽からの転換	
		撤去処分	埋設処分	撤去処分	埋設処分
5人槽	有	512,000円	422,000円	332,000円	
	無	662,000円		532,000円	382,000円
6～7人槽	有	594,000円	504,000円	414,000円	
	無	744,000円		614,000円	464,000円
8～10人槽	有	728,000円	638,000円	548,000円	
	無	878,000円		748,000円	598,000円

●高度型

状況によって額が異なるので問い合わせてください。

申し込み・問い合わせ先

環境課環境美化班(☎62-5329)